

うした人々自身も民間保険に加入するなどの自助努力が望ましいが限界がある。万一緊急医療が必要になった際には、治療を提供するための財源を確保する仕組みが必要である。具体的には、未払い医療費補填制度が国の制度として全国で実施されることが必要だ。

近年、不況の影響もあり在留資格のない外国人のうち日本に滞在の根を持たない外国人は帰国していく例が多い。私達が昨年受けた相談の中でも日本人との結婚、日本国籍の子どもの出産、難民に相当する扱いなどで相談開始後に在留資格を得た人が少なからず含まれている。全体として在留資格を持っている人の割合は年毎に増加している。しかし、何かの理由でこの手続きが遅れてしまうと、生命の危険に追い込んでしまう可能性がある。実際2009年には、日本人の配偶者であり日本人との間に子どもが生まれたにもかかわらず、偽装結婚と間違われたために2年間ビザが許可されず、病気治療の中断に追い込まれるという事件もあった。

こうした事態を防ぐためには、未払い医療費補填制度を全国的な制度として確立し、緊急医療が人権であることを政策上も明確に示すことであろう。現在、社会福祉法人立の病院が無料低額診療で健康保険に入れない外国人の医療を行うことが期待されており、難民や人身取引被害者の医療について対応するよう

厚生労働省からの働きかけがある。神奈川・東京などでは社会福祉法人の医療機関がネットワークを組み合わせ、こうした対象者への医療に取り組んでいることは評価されるべきである。また、各地でNPOや教会関係者が自主的に外国人の健康相談を行い、病気の早期発見や生活習慣病の予防などに力を入れている。

私自身これらの取り組みに関わる身としてその重要性は充分理解をしているつもりである。しかし、これらの取り組みは軽症の疾患の場合に治療の道筋を支援したり、病気の予防や早期発見に効果があったとしても、既に生じてしまった重篤な病気で生命の危険に瀕しているものに十分な対応ができるものではない。蔓延する婉曲な診療拒否を食い止めるためにはすぐに対応することが必要であろう。

「健康保険のない外国人は医療が受けられずに死んでもやむをえない」ということが医療の現場で容認されるとすれば、医療費が払えないホームレス・保険料を払えなくなった高齢者といった具合に医療が受けられない社会的弱者は次第に範囲を広げていくことになるだろう。人の命は等しく尊重されるべきであるという原則をまげてはならないのは、単に外国人のために必要なのではなく、日本の社会で暮らす全ての人にとって医療を受ける権利を明確にするために必要なことなのである。



外国人医療相談ハンドブック

シェア副代表理事沢田が研究分担者を務めた 厚生労働科学研究費助成金エイズ対策研究事業「個別施策層に対するHIV感染予防対策とその介入効果の評価に関する研究班」(平成19～21年度:研究代表者 山梨学院大学経営情報学部教授 仲尾唯治) が発行し、改訂を重ねているHIV陽性外国人の療養支援に関わるハンドブックです。

本書では具体的な事例をあげながら、考え得る支援策や適用可能な福祉制度、法令、支援団体などの社会資源に関する情報を提供しています。また、海外の医療事情についても情報の更新に努めました。HIV陽性者療養支援に限らず、外国人の医療相談一般にも広くお役立ていただくことができる内容になっていますので、ぜひ多くの現場でご活用ください。

価格・送料: 無料 大きさ: A5版

入手方法

1) 郵送(送料は無料)

シェア国内保健事業部エイズ対策研究事業事務局(hoken@share.or.jp、TEL 03-5807-7581/FAX 03-3837-2151)にお問い合わせ下さい。

2) ダウンロード <http://share.or.jp/health/pdf/h22aids.pdf>